

平成26年

上砂川町議会会議録

第4回 臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程	2
会議録署名議員	2
開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員指名について	2
会期決定について	2
議案第37号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	2
議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	2
議案第39号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）（原案可決）	4
閉会の宣告	6

出席議員

議席 番号	氏 名	4 臨
		11.28
1	伊藤充章	○
2	川岸清彦	○
3	吉川洋	○
4	齋藤勝男	○
5	数馬尚	○
6	高橋成和	○
7	横溝一成	○
8	大内兆春	○
9	堀内哲夫	○

説明のため出席した者

議 席 番 号	氏 名	4 臨
		11.28
町 長	奥山光一	○
副 町 長	林智明	○
教 育 長	飯山重信	○
教育委員長	栗原順道	×
監 査 委 員	横林典夫	○
監査事務局長	中島隆行	○
総 務 課 長	米田淳一	○
企画振興課長	浅利基行	○
住 民 課 長	渡辺修一	○
福 祉 課 長	西村英世	○
税務出納課長	永井孝一	○
教 育 次 長	前田厚	○
企画振興課 技 師 長	佐藤康弘	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 臨
		11.28
議会事務局長	中島隆行	○
書 記	三上美知子	○

平成 26 年

上砂川町議会第4回臨時会会議録（第1日）

11月28日（金曜日）午前10時00分 開会
午前10時21分 閉会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
11月28日 1日間
- 第 3 議案第37号 特別職の職員の給与
に関する条例等の一部を改正する条
例制定について
- 第 4 議案第38号 一般職の職員の給与
に関する条例の一部を改正する条例
制定について
- 第 5 議案第39号 平成26年度上砂川
町一般会計補正予算（第3号）

○会議録署名議員

6番	高	橋	成	和
7番	横	溝	一	成

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成26年第4回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、高橋議員、7番、横溝議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第37号 議案第38号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第37号と日程第4、議案第38号については関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第37号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてと日程第4、議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第37号及び議案第38号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第37号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、特別職の職員及び町議会議員の給与、報酬について、人事院勧告に準じた改定等を行うため関係条例を改正するものであること。

次に、議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、一般職の職員の給与について、人事院勧告に準じた改定等を行うため関係条例を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第37号及び議案第38号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、一般職、特別職及び議会議員の給与、報酬について、平成26年人事院勧告に準じた改定を行い、あわせて給与独自削減の見直しを図るものであります。

お手元に配付しております資料ナンバー1をごらん願います。初めに、人事院勧告の概要でございます。人事院の調査では、本年の民間事業所における賃金引き上げの動きが反映されたことにより、官民比較の結果は民間給与が国家公務員給与を上回ることとなったため、平成19年以来7年ぶりの給与引き上げ勧告を行っております。主な勧告内容であります。1の（1）、今年度の給与勧告にありますとおり、月例給では若年層に重点を置きながら平均で0.3%、金額にいたしまして平均で1,090円を引き上げ、あわせて初任給につきましても引き上げを図るものであります。また、諸手当につきましても民間の支給状況に見合うよう期末勤勉手当は0.15月引き上げることにより、現行の年間3.95月を4.1月とするもので、内訳といたしましては今年度においては6月期に1.9月を支給済みであることから、12月期で調整を行い2.2月を支給、次年度以降は6月期に1.975月、12月期に2.125月を支給することとし、通勤手当は交通用具の使用距離の区分に応じ100円から3,500円までの幅で引き上げるもので、月例給の引き上げとともに本年4月1日より施行するものでございます。

次に、1の（2）、給与制度の総合的見直しであります。人事院では民間賃金が低い地域を中心に地域間の給与配分のあり方について見直しを行い、来年度から全国共通に適用される給料表の水準を引き下げる勧告を行っております。主な勧告内容であります。①においては給料表の水準を平均で2%引き下げ、若年層及び初任給の引き下げは行わないものの、3級以上の級の高位号俸については最大で4%程度引き下げるものでございます。なお、このことに関しましては生活給への影響を考慮して激変を緩和するため3年間の経過措置を講ずるとともに、40歳代や50歳代の昇給確保の観点から5級以上については号俸の増設を行うものでございます。

また、今回世代間の給与配分の適正化を含めた

引き下げを講じたことから、②において平成22年度より実施されている給料表6級相当の55歳を超える職員に対する給料1.5%減額支給措置については、平成30年3月31日をもって廃止することとされており。

③で諸手当につきましては、民間における支給状況を参考に単身赴任手当の基礎額では7,000円の引き上げ、また管理職員が災害等緊急時において平日、深夜に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲で手当を支給することとし、給料表の引き下げとともに平成27年4月1日より実施するものでございます。

次に、給与独自削減の見直しでございます。議員各位のご理解とご協力をいただきながら平成13年から行財政改革の一環として取り組んでおります給与独自削減でございますが、財政状況を十分に考慮し、2の給与独自削減の見直しであります。一般職については給料表の水準が最大で4%引き下げられることから本則での支給とし、議員につきましても3%の削減をやめ本則での支給、特別職三役につきましては削減を継続し、町長で18%、副町長、教育長で12%とし、施行期日は議員及び特別職の特例条例の期限が本年12月末となっていることから、一般職、議員、特別職、いずれも平成27年1月1日より施行するものでございます。

以上が改正の内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第37号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第38号の質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第38号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第39号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、議案第39号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第39号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,835万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第39号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款道支出金490万円の追加で、1億712万9,000円となります。

3項道委託金490万円の追加で、934万1,000円となります。

歳入合計が490万円の追加で、26億8,835万円となります。

2、歳出、2款総務費490万円の追加で、1億3,452万1,000円となります。

4項選挙費490万円の追加で、814万4,000円となります。

歳出合計が490万円の追加で、26億8,835万円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。

このたびの補正は、12月2日公示、12月14日投開票の衆議院議員総選挙の執行経費を計上するものでございます。

3、歳出、総務費、選挙費、4日衆議院議員選挙費490万円の追加で490万円となります。1節の報酬42万7,000円の追加は、選挙管理委員4人、投開票管理者9人、投開票立会人26人分の報酬で、3節の職員手当等273万4,000円の追加は、投開票事務従事者62人分の時間外手当でございます。7節賃金15万4,000円の追加は、選挙事務臨時筆耕及び雑益作業員等の賃金で9節で普通旅費として2万4,000円計上するものでございます。11節需用費66万6,000円の追加であります。選挙事務用消耗品費で30万円、入場券、選挙公報特集号の印刷製本費として14万6,000円、投票従事者食事代として17万8,000円のほか燃料費2万円、電気料1万円、計算機修繕料として1万2,000円を計上するものでございます。12節役務費は、電気料で2万5,000円、入場券等の郵便料で18万6,500円、懸垂幕の広告料5,000円の合計21万7,000円を計上するものでございます。14節委託料47万8,000円の追加は、ポスター掲示場29カ所分設置委託として42万9,800円、開票場設営委託として4万8,000円を計上するものでございます。18節備品購入費20万円の追加は、選挙事務機器としてパソコン2台を購入するものでございます。

次に、4ページ、歳入でございます。2、歳入、道支出金、道委託金、1目総務費委託金490万円の追加で、931万4,000円となります。4節選挙委託金490万円の追加は、ただいまご説明いたしました歳出の執行経費490万円全額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。大内議員。

○8番（大内兆春） 過日自治連会議で投票所2カ所削減して、そのとき自治連の会議で出たのですけれども、バスの話だとか。そのとき僕ら聞いていたのは、鶉本町に緑が丘が行くと説明受けたのです。その後広報で見ると、緑が丘が鶉と一緒にになると。それで、住民周知の徹底ですか、鶉の自治会の会長をしているのですが、その後僕に何も話も来ないし、いきなり広報で出てきた話なのです。ですから、そのときすぐ選挙あるなんてわかっていなかったのです。ですから、12月の役員会で説明しようと思っていたのですが、21日解散の急に選挙の運びになったわけですから、自治会で何も説明していないのです。ですから、投票所に、鶉にも依頼来ていたのですが、緑が丘にも出しているのか。緑が丘が出てくるのか。それから、バスの件はどうなったのか教えてください。

○議長（堀内哲夫） ただいまの質問に対して答弁者は、総務課長。

○総務課長（米田淳一） ただいまの投票所の数の話ですけれども、過日9月の自治連の会長会議をおかりしまして、投票所の見直しについてお話をさせていただいたところですが、まずはこのたびの衆議院議員選挙におきましては、十分な周知期間等が持てない、なされないということから、自治連の会長会議でもお話ししましたように、明年4月の知事、道議選挙から現在の8カ所を6カ所にするというので、今後町広報等によりまして十分な住民周知を図っていきたいというふうに考えております。したがって、今回の衆議院議員選挙につきましては、従前どおり町内8カ所の投票所で選挙を実施させていただきたいということで、特段の住民周知等はこれまで一切、全く行っておりません。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁でよろしいですか。

○8番（大内兆春） はい。

○議長（堀内哲夫） あとございませんか。質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第39号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成26年第4回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時21分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 横 溝 一 成